

月報 (令和7年10月号)

いしのまき



みやぎハローワークキャラクター
「ガンちょーさん」

ハローワーク石巻 〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18
(石巻公共職業安定所) TEL 0225-95-0158

○ 一般職業紹介状況（令和7年8月内容）について

【有効求人倍率】

- 有効求人倍率は1.21倍となり、前年同月差では0.06ポイント下回り、前月差では0.01ポイント下回りました。

【求人のようす】

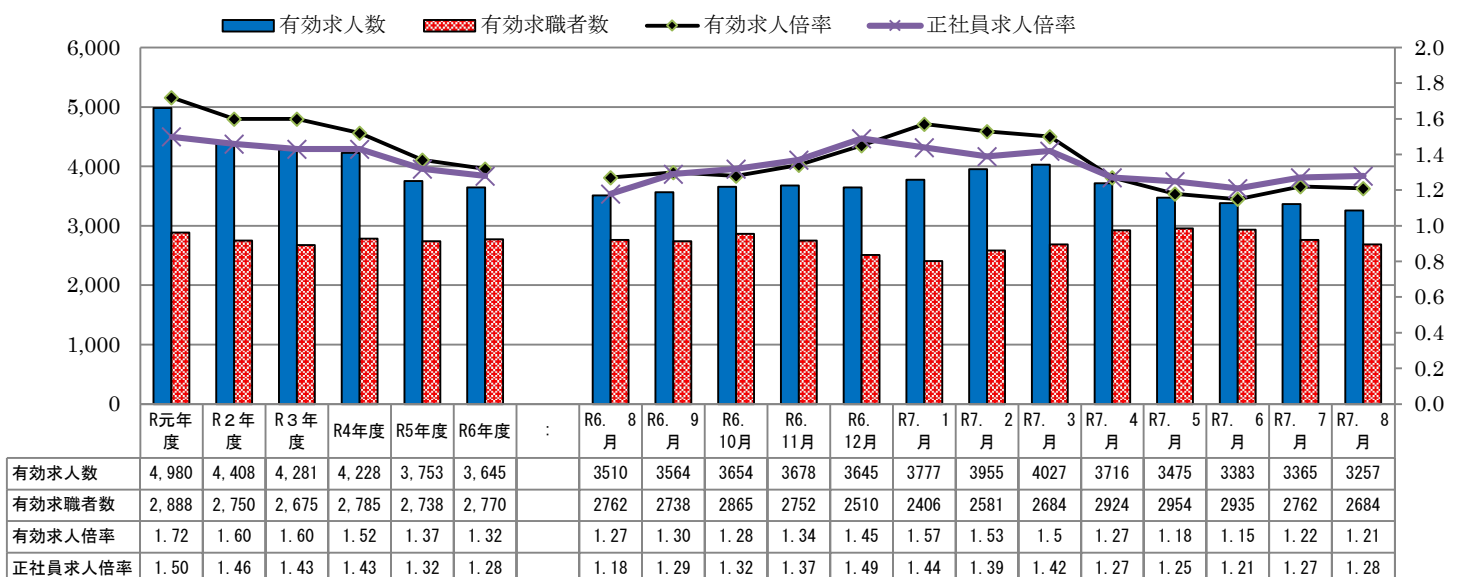
- 新規求人数は1,018人で、前年同月比で14.7%減（前年同月差176人減）、前月比で18.7%減（前月差234人減）となりました。
- 月間有効求人数は3,257人で、前年同月比で7.2%減（前年同月253人減）、前月比で3.2%減（前月差108人減）となりました。

【求職のようす】

- 新規求職者数は557人で、前年同月比で6.7%減（前年同月差40人減）、前月比10.7%減（前月差67人減）となりました。
- 月間有効求職者数は2,684人で、前年同月比で2.8%減（前年同月差78人減）、前月比で2.8%減（前月差78人減）となりました。

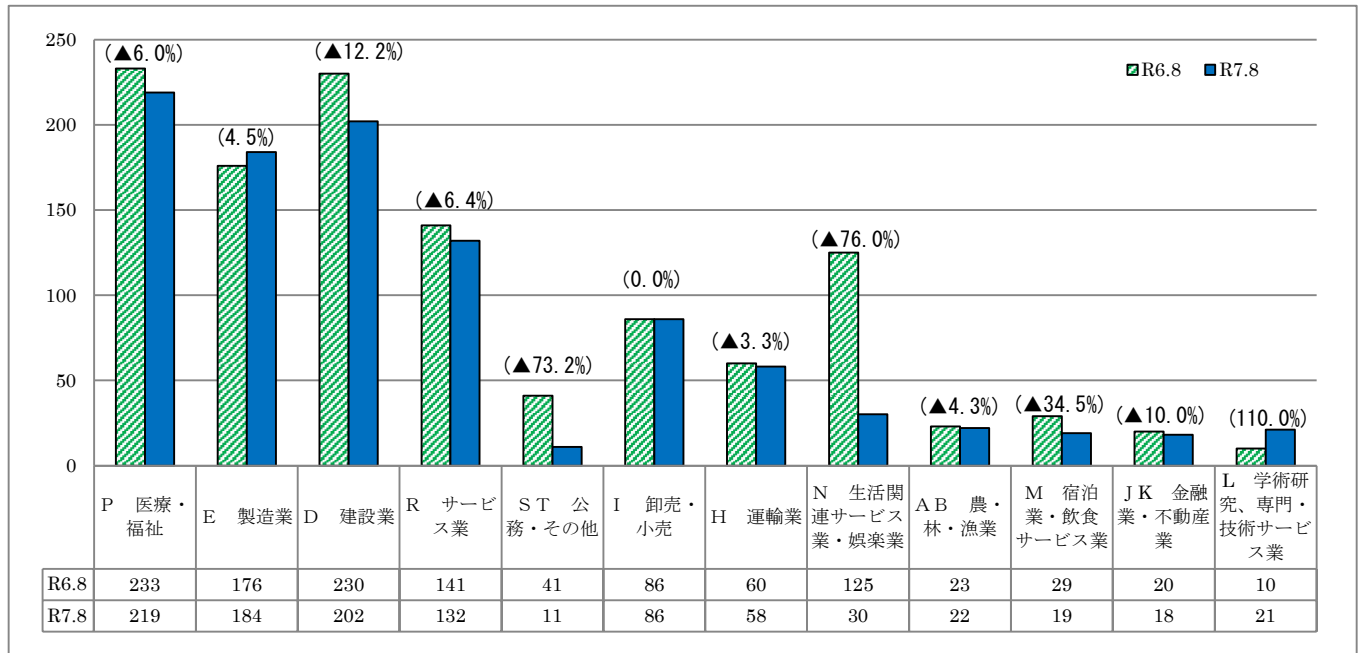
月間有効求職者数を年齢階層別割合でみると、44歳以下は1,075人で40.1%、45歳以上54歳以下は618人で23.0%、55歳以上は991人で36.9%となっています。

求人・求職の状況



※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

○ 産業別：主な新規求人の状況



○ 一般職業紹介状況（パート含む）

項目		計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数		1,018	*	*	▲18.7	▲14.7
月間有効求人数		3,257	*	*	▲3.2	▲7.2
新規求職者数		557	266	290	▲10.7	▲6.7
	うち雇用保険受給者	118	68	50	▲13.8	▲9.2
月間有効求職者数		2,684	1,279	1,402	▲2.8	▲2.8
	うち雇用保険受給者	1,001	475	526	▲2.6	▲1.6
求人倍率	新規	1.83	*	*	▲0.18 P	▲0.17 P
	有効	1.21	*	*	▲0.01 P	▲0.06 P
紹介件数		657	262	393	▲17.4	▲7.3
	うち雇用保険受給者	177	75	102	▲0.6	▲3.8
就職件数		207	96	111	▲11.9	▲16.9
	うち雇用保険受給者	70	38	32	0.0	▲6.7
新規就職率		37.2	36.1	38.3	1.3 P	▲4.5 P

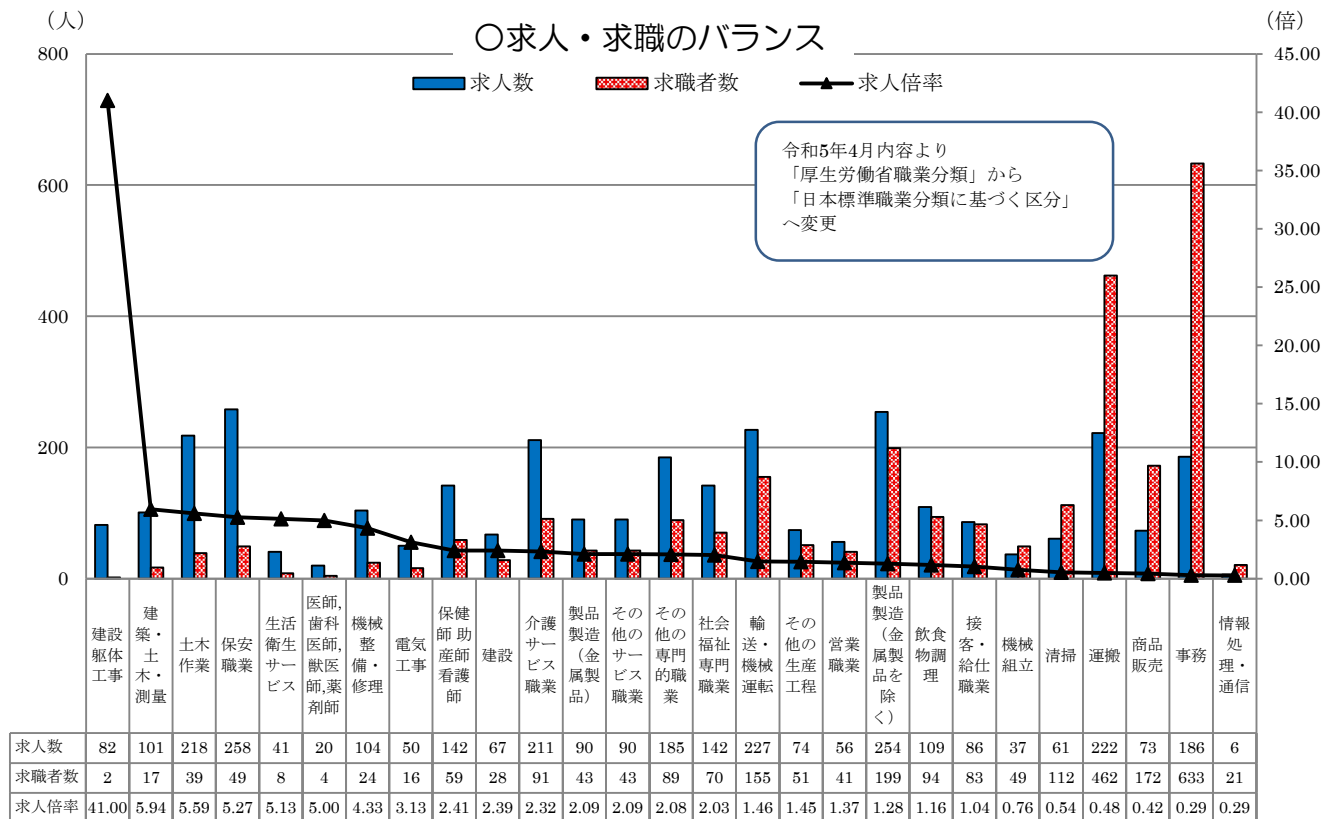
※平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の（※）を参照。

○ 障害者職業紹介状況

項目	計	身体	知的	精神	その他	前月比	前年同月比
新規求職者数	37	7	11	18	1	8.8	▲22.9
新規登録者数	20	3	9	8	0	25.0	▲25.9
就職件数	14	4	2	8	0	▲17.6	100.0
月末現在有効求職者数	309	72	40	167	30	5.1	▲1.6

※ その他は、発達、難病、高次脳機能障害等



※ パートを含み、臨時を除く常用
※求人倍率は、求職者一人当たりの求人募集数。

○ 雇用保険取扱状況

		計	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	4	▲50.0	▲50.0
	廃止事業所数	9	12.5	12.5
	月末現在事業所数	3,931	▲0.1	▲1.8
被保険者関係	資格取得者数	360	▲25.6	▲9.3
	資格喪失者数	493	4.9	▲7.9
	離職票交付件数	356	8.9	1.4
	月末現在被保険者数	43,412	▲0.3	▲1.2
給付金関係	受給資格決定数	154	▲7.8	▲7.8
	一般給付受給者数	813	▲4.2	9.9
	一般給付金額 (千円)	94,899	▲14.1	12.5
	個別延長給付受給者数	1	0	－
	個別延長給付金額	171	▲3.4	－

※金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

☆電子申請アドバイザーのご案内

労働保険関係の届出、申請には電子申請が便利！

電子申請を使うと、ハローワークに出向くことなく、オンラインでお手続きが可能です。

石巻所では月に一回、電子申請アドバイザーを招き、事業所様向けにご相談を受け付けています。

○ 7月・8月の電子申請アドバイザー出張相談日は・・・**10月14日(火)・11月11日(火)**です。

※会場は、ハローワーク石巻3階会議室となります。9:00～16:00の間の30分程度を予定しております。

※参加希望の場合は、雇用保険適用窓口にご連絡ください。TEL：0225-95-0158(21#)

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **1,038**円

令和7年10月4日から！
(10月3日までは時間額973円)

最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室

022—299—8841

仙 台	労働基準監督署	電話	022-299-9072
石 巻	労働基準監督署	電話	0225-22-3365
古 川	労働基準監督署	電話	0229-22—2112
大 河 原	労働基準監督署	電話	0224-53-2154
瀬 峰	労働基準監督署	電話	0228-38-3131

詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署に
おたずね下さい。



最低賃金制度のマスコット
チェックマン